八郎潟たいようこども園
現況届提出のご案内



現況届とは？
→今年度八郎潟たいようこども園を利用している方で、来年度も継続して利用を希望する方に提出していただく書類です。
　現況届は継続入園の意向調査も兼ねておりますので、提出がない場合はこども園を退園となる場合があります。来年度も引き続きこども園を利用したい方は、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

１．現況届配付期間及び配付場所について

＜配　付　期　間＞　令和８年１１月２日（月）～
＜配　付　場　所＞　八郎潟町役場健康福祉課⑦
　　八郎潟たいようこども園

２．現況届の受付について

＜受　付　期　日＞　１２月１５日（火）まで
＜受　付　時　間＞　午前８時３０分～午後５時００分
＜受　付　場　所＞　八郎潟町役場健康福祉課⑦
　　八郎潟たいようこども園
※受付期間中の土日祝日も、八郎潟町役場にて受付いたします。
　土日祝日は午前９時～午後２時３０分まで

３．現況届に必要な書類について

【１号認定（教育利用）】

□施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
□すこやか子育て支援事業助成申請書

【２号認定・３号認定（保育利用）】

□施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
□すこやか子育て支援事業助成申請書
□保育の必要性を証明する書類（※次のページの表で該当するもの）

＜保育の必要性を証明する書類について＞

保育の必要性の証明のため、次の表に該当する関係書類を添付してください。

保育の必要性の事由	提出及び添付が必要な書類
①就労(自営・内職含む)	就労証明書（同居家族で就労している方全員分）
②妊娠・出産	母子手帳の写し※表紙、出産予定日の記載ページ
③疾病・障がい	医師の診断書、障害手帳の写し等
④介護等	障害者手帳・介護保険証の写し、医師の診断書等
⑤災害復旧	被災状況と復旧計画がわかるもの(任意様式)
⑥求職活動	ハローワークの登録証の写し等状況がわかるもの
⑦就学	在学証明書、学生証等
⑧虐待やＤＶのおそれがあること	状況がわかるもの(任意様式)
⑨育児休業	就労証明書
⑩その他上記に類する事由	状況がわかるもの(任意様式)

・「集団生活を体験させたい」、「下の子どもに手がかかる」という理由では、保育の必要性に該当しません。
・「就労」により保育を必要とする場合には、月４８時間以上の就労時間が必要です。
・「求職活動」により保育を必要とする場合、原則３ヶ月間の利用となります。

４．その他

（１）現況届の内容が現在の支給認定と異なる場合、支給認定変更申請書の提出が必要となりますので、八郎潟町役場健康福祉課までご提出ください。

（２）受付期間内に就労証明等の書類が整わない場合、いつまでに提出できるか申請書の余白に鉛筆書きをしてください。



【問い合わせ先】
八郎潟町役場　健康福祉課　こども園担当
TEL　０１８－８７５－５８０８